

会員各位

重要

広島市医師会
会長 松村 誠

小児用肺炎球菌ワクチンの切り替えに伴う予診票及び 接種方法等の変更について（お知らせ）

標記の件について、平成25年9月27日付け（広島医第204号）、でご案内したとおり、平成25年11月1日（金）より、7価ワクチンから13価ワクチンへ一斉切り替えとなり、接種方法も変更されます。

このことに伴い、予診票も変更されることとなります。

つきましては、被接種者への説明に係る注意事項及び変更点等を加えて、再度、下記のとおりお知らせいたしますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

なお、切り替え前の13価ワクチンの使用及び切り替え後の7価ワクチンの使用はできませんのでご注意ください。

また、委託料金については、変更ありません。

記

1 予診票について

1) 被接種者への説明に係る注意事項及び変更点

13価ワクチンへの一斉切り替えに伴い、11月以降は13価用の予診票を使用して接種していただきますようお願いいたします。

また、11月1日（金）に13価用の予診票のお届けが間に合わない場合は、従来の7価用の予診票を使用していただくことは可能ですが、必ず、以下の変更点をご留意のうえ、ご説明いただきますようお願いいたします。

13価用の予診票が届きましたら、切り替えをお願いいたします。

【変更点】 予防接種説明書：「2 小児用肺炎球菌ワクチンの接種方法について」

変更箇所	変更後（13価）	変更前（7価）
生後2か月から生後7か月に至るまでの間に接種を開始した方の追加接種	追加接種を <u>生後12か月に至った日以降</u> に接種する旨の記載を追加	初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて接種
生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまでに接種を開始した方の初回接種	初回2回目の接種を <u>生後13か月に至るまで</u> に行う旨の記載に変更	初回2回目の接種は、 <u>生後12か月に至るまで</u> に行う

2) 注文方法

物資注文書にて、レタープレス（株）へFAX（844-7800）にてご注文ください。注文番号の変更はございません。（注文番号：9020）

発送は、原則、FAX確認後翌日以降となります。場合によっては配達までに2～4日かかることがありますので、ご了承ください。

裏面に続く→

2 接種方法の変更点について

項目	変更後	変更前
使用するワクチン	<u>13価</u>	<u>7価</u>
初回接種の開始時に、生後2か月から7か月に至るまでの間にある方の追加接種	初回接種終了後、60日以上の間隔をおいた後であって、 <u>生後12か月に至った日以降※</u> に接種	初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて接種
初回接種の開始時に、生後7か月に至った日の翌日から12か月に至るまでの間にある方の初回接種	初回2回目の接種は、 <u>生後13か月に至るまで</u> に行う	初回2回目の接種は、 <u>生後12か月に至るまで</u> に行う
長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった方等の定期接種の機会の確保についての対象期間の特例	H i b 感染症については、10歳に達するまでの間。 小児の肺炎球菌感染症については、 <u>6歳に達するまでの間</u>	H i b 感染症及び小児の肺炎球菌感染症については、 <u>10歳に達するまでの間</u>

※ 生後12か月になるまでに接種した場合は、定期接種の対象ではなくなるので注意してください。

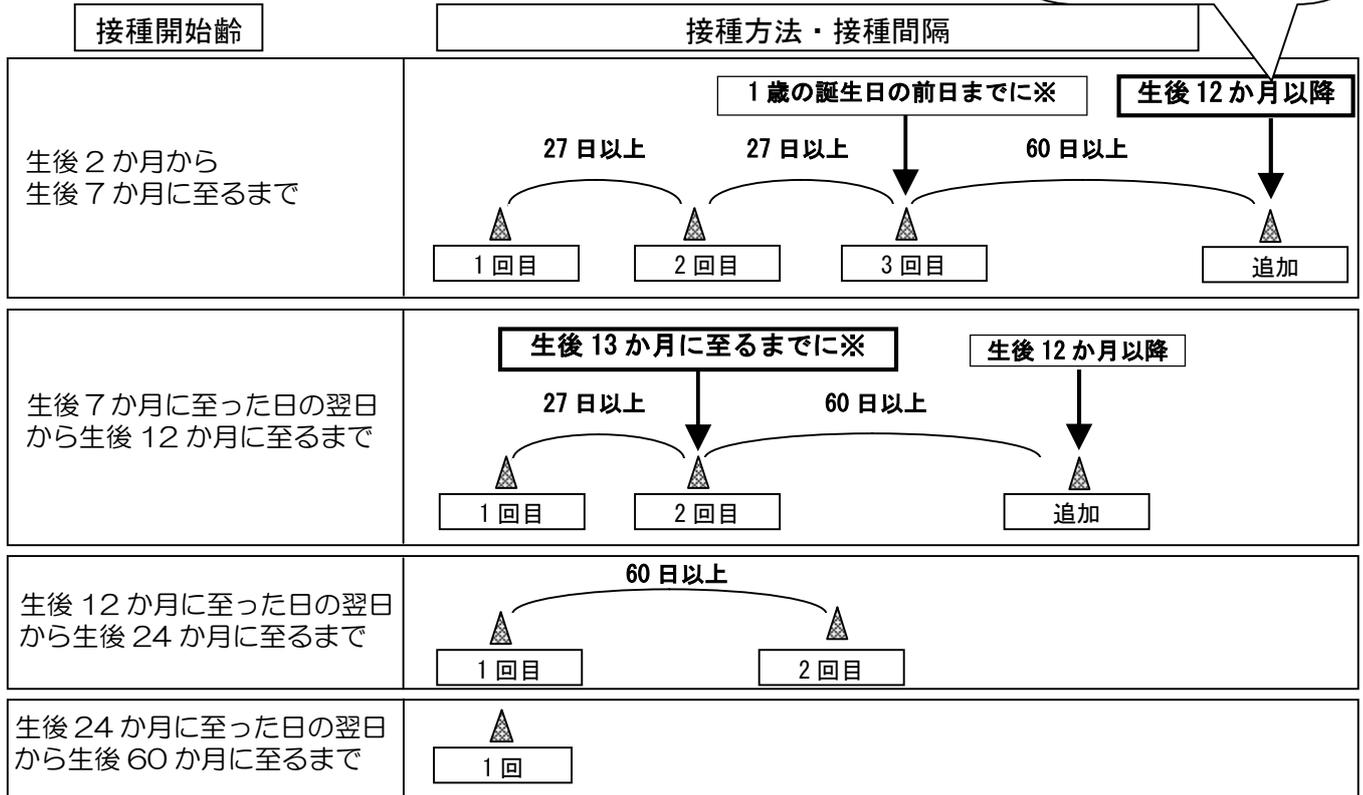
3 接種方法について

接種を開始した年齢によって接種回数や方法が異なりますので、ご注意ください。

対象者	接種開始時期	間隔	回数	標準的な接種	方法
生後2か月以上、生後60か月に至るまで	生後2か月から生後7か月に至るまで	初回:27日間以上の間隔をおいて、 <u>生後12か月に至るまでに接種。※</u> 追加:初回接種終了後、60日以上の間隔をおいた後であって、生後12か月に至った日以降で接種。	4回 (初回3回、追加1回)	接種開始は、生後2か月から生後7か月に至るまで	1回当たり0.5mLを皮下注射
	生後7か月に至った日の翌日から生後12か月に至るまで	初回:27日間以上の間隔をおいて、 <u>生後13か月に至るまでに接種。※</u> 追加:初回接種終了後、60日以上の間隔をおいた後であって、生後12か月に至った日以降で接種。	3回 (初回2回、追加1回)		
	生後12か月に至った日の翌日から生後24か月に至るまで	60日間以上の間隔をおいて2回接種。	2回	か月から生後15か月に至るまで	
	生後24か月に至った日の翌日から生後60か月に至るまで	1回接種。	1回		

※ 初回接種を定められた時期に至るまでに既定回数行えなかった場合は、未接種分の接種は行わず、前回の接種から60日以上の間隔をおいて、追加の1回を接種して接種完了とします。

生後12か月になるまでに接種した場合は、定期接種の対象にならないので注意！



※ 初回接種を定められた時期に至るまでに既定回数行えなかった場合は、未接種分の接種は行わず、前回の接種から60日以上の間隔をおいて、追加の1回を接種して接種完了とします。

☆平成25年11月1日改正のポイント☆

- 接種開始月齢が2～6か月齢の場合の4回目接種（＝追加接種）は、初回接種終了後、前回の接種から60日以上の間隔をおいて、**生後12か月に至った日以降**に接種する。
- 接種開始月齢が7～11か月齢の場合の2回目の接種を**生後13か月に至るまでに**行えなかった場合は、未接種分の接種は行わず、前回の接種から60日以上の間隔をおいて、追加の1回を接種して接種完了とします。

【注意事項】

- 平成25年11月1日をもって、定期予防接種に使用するワクチンが、7価ワクチンから13価ワクチンへ一斉切り替えになります。切り替え前の13価ワクチンの使用及び切り替え後の7価ワクチンの使用はできません。
- ワクチンが7価から13価に変更したことによる対象年齢や接種回数等の変更はありません。
- 7価ワクチンで接種を完了した方が、新たに13価ワクチンの接種を希望した場合は、定期予防接種の対象にならず、自費での接種になるので注意してください。**
- 7価ワクチンでは、添付文書上、任意接種を含め、2か月齢以上9歳以下の方が接種できましたが、**13価ワクチンでは、対象者が2か月齢以上6歳未満の方となり、6歳以上の方は任意接種でも接種できません。**

【標準的なスケジュール】	初回1回目	初回2回目	初回3回目	追加接種
標準月齢	2か月	4か月	6か月	12～15か月
未接種者	13価ワクチン	13価ワクチン	13価ワクチン	13価ワクチン
1回接種者	7価ワクチン	13価ワクチン	13価ワクチン	13価ワクチン
2回接種者	7価ワクチン	7価ワクチン	13価ワクチン	13価ワクチン
初回接種完了者	7価ワクチン	7価ワクチン	7価ワクチン	13価ワクチン
7価ワクチン接種完了者	7価ワクチン	7価ワクチン	7価ワクチン	7価ワクチン